学校法人柴学園　ふれあいしおどめ保育園　重要事項説明書

１．施設の目的及び運営の方針

（１）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人　柴学園
事業者の所在地	〒340-0813　埼玉県八潮市木曽根 1097-2 番地
事業者の連絡先	048-997-8000
代表者氏名	理事長　柴　明彦

（２）施設の概要

種別		認可保育所						
名称		ふれあいしおどめ保育園						
所在地		〒302-0109 茨城県守谷市本町 741-17						
連絡先		電話番号　0297-45-2111 ＦＡＸ番号 0297-45-2110						
施設長氏名		成田　麻里						
開設年月日		令和 2 年 10 月 1 日						
利用定員	（２号）	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
	（３号）	9 人	12 人	15 人	18 人	18 人	18 人	90 人
当園の基本理念・方針		**【保育理念】** ・よりよく生きる力の基礎を育てる ・生き生きと健やかに毎日を過ごし、自信と意欲を持って未来を生きる子どもを育てる ・子どもの最善の利益を守り、乳幼児期にふさわしい自然体験や様々な活動を通して、豊かな人間の育成を目指す **【保育方針】** ・子どもたちの健やかな成長を願い、家庭と手を取り合って保育を進め、安心して預けられる温かみのある保育環境に努めます ・自然や地域にふれ、関わる実体験を通して不思議・発見・喜び・感動・感謝の気持ち等、子ども達が育ちあう場を大切にした保育						

	に努めます ・友達や保育者など多くの人とのふれあいの中で、人への愛情や信頼感を育て、自主自立、協同の態度および道徳性の芽生えを養います ・意欲を持って生活し、よく聴く・よく観る・よく考える、それぞれに与えられた力を十分に表現し、お互いをかけがえのない存在として認め合う心を育てます

（３）施設の概要

敷地	敷地全体	1762.63　㎡
	園庭	452.48　㎡
園舎	構造	鉄骨造　２階建
	延べ	547.29　㎡

（４）主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	２　室	うずら組（0歳児クラス）　３７．４９㎡ きじ組（1歳児クラス）　５３．１８㎡
ほふく室		うずら組
保育室	４　室	かも組：２歳児クラス ひばり組：３歳児クラス つばめ組：４歳児クラス はやぶさ組：５歳児クラス
医務室	１　室	
調理室	１　室	
調乳室	１　室	
沐浴室	１　室	
トイレ	３　室	
事務室	１　室	

（５）職員体制（令和７年４月１日　現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	１　人	１　人		
主任	１　人	１　人		
保育士	２１人	１０人	１１人	
子育て支援員	１　人		１　人	
事務職員	１　人	１　人		
栄養士	１　人	１　人		
調理員	３　人	１　人	２　人	
看護師	１　人	１　人		
嘱託医				医師１名　歯科医師１名

（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【２号・３号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前７時００分～午後６時００分（１１時間）
	保育短時間	午前８時３０分～午後４時３０分（８時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 夕：午後６時０１分～午後７時００分
	保育短時間	朝：午前７時００分～午前８時２９分 夕：午後４時３１分～午後７時００分
開所時間	月～金曜日	午前７時００分～午後７時００分
	土曜日	午前７時００分～午後６時３０分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（１２月２９日～１月３日）	

（７）利用料等

<table>
<tr><td>利用者負担（月額保育料）</td><td colspan="3">利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２号認定子どもに係る給食費</td><td rowspan="2">食事の提供に要する費用</td><td>主食費</td><td>1,500 円/月</td></tr>
<tr><td>副食費</td><td>4,500 円/月</td></tr>
<tr><td rowspan="8">実費徴収</td><td colspan="2">行事費
（遠足や行事等に係る交通費や施設使用料等）</td><td>実費（都度請求）
年間 5,000 円程度</td></tr>
<tr><td colspan="2">スポーツ振興センター災害給付金会費（保険）</td><td>300 円/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">卒園積立金（5 歳児のみ）</td><td>800 円/月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">教材費</td><td>3 歳児</td><td>1,000 円程度/年</td></tr>
<tr><td>4 歳児</td><td>1,500 円程度/年</td></tr>
<tr><td>5 歳児</td><td>1,500 円程度/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">教材費：クレヨン、自由画帳等</td><td>実費</td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡袋、カラー帽子等</td><td>実費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">延長保育料</td><td colspan="3">短時間利用：（時間は別途記載）　250 円/15 分</td></tr>
<tr><td colspan="3">標準時間利用：午後６時０１分以降　250 円/15 分
月額上限 3,000 円</td></tr>
</table>

（８）提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用する子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育を提供します。

給食

施設内の調理室で調理したものを提供

午前・午後のおやつ、昼食等、アレルギー対応も行います。

延長保育料

短時間利用：（7：00～8：29・16：31～19：00）8 時間以上：250 円/15 分

標準時間利用：（18：01 以降）： 250 円/15 分　月額上限 3,000 円

（９）年間行事予定

月	行事内容
４月	入園式（保護者参加）
５月	子どもの日の集い
６月	個人面談（保護者参加）
７月	七夕の集い、プール開き
８月	夏祭り（保護者参加）
９月	十五夜の集い
１０月	運動会（保護者参加）、ハロウィーン、保育参加（保護者参加）
１１月	七五三参り、園外保育、保育参加（保護者参加）
１２月	クリスマス発表会（保護者参加）
１月	個人面談（保護者参加）
２月	節分の集い、作品展
３月	ひな祭りの集い、お別れ遠足、卒園式

※毎月：誕生会、避難訓練、身体測定

※年 2 回：内科検診、歯科検診

（１０）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【２号・３号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	・　２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・　保護者から退園の申出があったとき ・　利用継続が不可能であると市が認めたとき ・　その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての 留意事項	**お子さまをお預かりする上でもっとも大切な点** ・『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。 「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、「学校法人柴学園　ふれあいしおどめ保育園」としましては、大事なお子様をお預かりする上でまず、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、 １）お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々ありますので、あらかじめご承知おきください。 ２）お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ

	等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさらないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。 ３）保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。 以上の３点のいずれかにつきまして、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、または、園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。 **その他** ・登園は 9 時までにお願いします。 ・当日、欠席または登園が遅れる場合は 9 時までに電話でご連絡ください。 ・原則として保育利用時間でのお迎えをお願いします。急用でお迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合は 16 時 00 分までに電話をしてください。 ・登園後に 37.5℃を超える熱が出た場合、お迎えの連絡をさせて頂きます。

（１１）嘱託医

医療機関の名称	総合守谷第一病院
医院長名	城賀本　満登
所在地	守谷市松前台 1-17
電話番号	0297-45-5111

（１２）嘱託歯科医

医療機関の名称	黒田歯科医院
医院長名	黒田　英之
所在地	つくばみらい市小絹 237-20
電話番号	0297-52-4110

（１３）緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	守谷消防署南守谷出張所
所在地	〒302-0121 茨城県守谷市みずき野 1-16-1
電話番号	TEL 0297-20-0119

【管轄する警察署】

警察署名	取手警察署
所在地	〒302-0017 取手市桑原 955-1
電話番号	0297-77-0110

（１４）非常災害対策

防火管理者	海老原　恵子
消防計画届出年月日	令和２年９月２日
避難訓練	火災、地震、水害、竜巻、台風、不審者侵入を想定した避難訓練を月１回以上実施
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・蛍光落下防止装置・ガス漏れ報知器・非常警報装置・消火器・ソーラー発電・その他、カーテン、敷物、建具等防火処理
避難場所	守谷小学校
緊急時の連絡手段	電話、園の ICT システム、ＨＰ等での情報提供

（１５）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任	宮本　聡美
相談・苦情解決責任者	園長	成田　麻里
第三者委員	シグマ法律事務所 弁護士　野口啓朗	03-3221-6301
	上林法律事務所 弁護士　上林博	03-3226-4556

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

（１６）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	ほいくのほけん（賠償責任・傷害）
保険の内容	施設内事故、食中毒、対人対物
保険金額	死亡.後遺障害：230 万　入院：1 日 3,000 円　通院：1 日 2,000 円 対人対物：10 億円

（１７）個人情報の取り扱い

特定地域型保育の提供にあたって職員及び職員であった者が知りえた個人情報や秘密は法令による場合を除くほか保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありえません。

なお、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において、外部提供することがあります。

- 子ども・子育て支援法による支給認定に関し、市町村へ必要な情報提供を行うこと。
- 他の教育・保育施設や地域型保育事業所へ転園する場合など当園における保育の終了に際して、他の教育・保育施設等への円滑な移行・接続が図れるよう、教育・保育施設、地域型保育事業所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業者などとの間で必要な連絡調整を行うこと。
- 兄弟姉妹が他の教育・保育施設や地域型保育事業所に在籍する場合において、他の施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 当園での保育においてお子様の状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、巡回指導を行う市町村や児童発達支援センターなどとの間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。

また、日々の保育の必要に応じて、誕生表や写真、お子様の名前が記入してあるものなど、園内に掲示することがあります。

（１８）その他保護者に説明すべき事項

当該重要書類説明書に定めるもののほか、入園、利用にあたっての詳細な留意事項ついては、「入園のしおり」に提示するものとします。

【改訂】

・（職員の職種、員数及び職務の内容）

（５）栄養士１人（常勤１人）→令和４年３月３１日改訂

調理員２人（常勤１人、非常勤１人）→令和４年３月３１日改訂

・（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

（７）行事費に係る内容、負担を求める理由、目的　→令和４年３月３１日改訂

３歳児・４歳児・５歳児に係る教材費を追加　→令和４年３月３１日改訂

卒園積立金（5歳児のみ）を追加　→令和４年３月３１日改訂

・（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

（７）行事費の金額　→令和５年３月３１日改訂

３歳児・４歳児・５歳児に係る教材費の金額　→令和５年３月３１日改訂

卒園積立金（5歳児のみ）の金額　→令和５年３月３１日改訂

・（職員の職種、員数及び職務の内容）

（１５）相談・要望・苦情窓口　相談・苦情受付担当者　→令和５年３月３１日改訂

・（職員の職種、員数及び職務の内容）

（５）保育士１９人（常勤９人、非常勤１０人）令和６年４月１日改訂

調理員３人（常勤２人、非常勤１人）→令和６年４月１日改訂

・（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

（７）行事費・実費徴収内容変更　→令和６年４月１日改訂

３歳児・４歳児・５歳児に係る教材費の金額　→令和６年４月１日改訂

卒園積立金（5歳児のみ）の金額　→令和６年４月１日改訂

・（年間行事予定）

（９）行事内容の名称変更　→令和６年４月１日改訂

・（個人情報の取り扱い）

（１７）個人情報の取り扱いに個人情報外部提供に関する内容を追記→令和６年４月１日改訂

１．敷地の目的及び運営の方針

・（職員の職種、員数及び職務の内容）

（２）施設の概要

施設長氏名　成田　麻里→令和７年４月１日改訂

・（敷地、園舎の内容）

（３）施設の概要

敷地全体　1762.63　㎡・園舎　547.29　㎡→令和７年４月１日訂正

・（職員の職種、員数及び職務の内容）

（５）職員体制

保育士２１人（常勤１０人、非常勤１１人）→令和７年４月１日改訂

調理員３人（常勤１人、非常勤２人）→令和７年４月１日改訂

・（職員の職種、員数及び職務の内容）

（１５）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者　主任：宮本　聡美→令和７年４月１日改訂

相談・苦情解決責任者　園長：成田　麻里→令和７年４月１日改訂